券)申請 津別町住 「移動窓口」でパスポー興局(網走市)と北 をしていましたが、 より美幌町役場で申請するこ 今まで、 戸 甲請の窓口が、\*\*町住民のパスポーキの7月1日(日 .籍年金窓口) ハスポート申替 ツク総合振

月スポ から美幌/ 町役請 場は で

第1回ふれあい歩こう会

者

藻琴山ハ

イキング!」

から、

んか? 参加ください 片道1時間程度の山道を歩き 新緑の藻琴山を登ってみませ 5登山口から頂上を目指し、 午前8時50分集合 興味がある方は是非ご 中央公民館 イランド小清水72

2次試験 10月17日~

問い合わせ先

43

指定する1日

インフォメーション まちづくりに対する疑問、ご意見を お寄せください。 住民企画グループ 🏗 76 - 2151 FAX 76 - 2976

廃止)で 北見市 |交付>月曜日から金曜日 窓口の時間等 を受け付けます。 治請> 月曜日から金曜日 美幌町字東2条北2丁目25) 午前8時45分~午後5時30分 午前8時45分~午後4時30分 の移動窓口 の申請は、 移動窓口 (6月30日ツク総合振興局及び ト申請交付窓口】 戸籍年金窓口 申請相談窓口】 出来なく

その他

オル

暖かい服装など

申し込み・問い合わせ先

☎76 −2713 生涯学習課社会教育グルー

税務職員募集のお知らせ札幌国税局より

受験資格

高卒見込みの者及び

高卒後3年を経過していない

9月8日 ·10月25日 6 月 28 日 , 7 月 3 あ 受験申込専用アドレス

②郵送又は持参 6月24日~7

① インター

・ネッ

6月24日~

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

試験日

-次試験

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。 内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

不法投棄事案の発生について

~ 美幌町・津別町~

4月に入り、美幌町、津別町において、処分に困 ったテレビや洗濯機などを山林、林道、また他人の 敷地内に投げ捨てるなど悪質な不法投棄事案が数件 発生しています。

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000 万円(法人には1億円までの加重ができる)以下の

罰金という厳しい罰則 が設けられております。

美幌警察署において も警戒を強化しており ますので、不法投棄は 絶対にやめましょう。



雨天等の場合は中止 おやつ、 自転車で通行して、 全教室が開催され、

年間の交通事故実態によると、 数は、死者13人、傷者2605小学生の交通事故による死傷者 をしっかりと学んでいました。 通安全をテー マにしたビデオを 北海道警察がまとめた過去5 4月から5月にかけて、 実際に道路を歩いたり 保育所で交通安 交通ル みんな、 各小

ています、

自動車に乗ると

58

・1%にとどまっ

ルトを着用させましょ お子さんにも必ずシ した小学生のシ

生のシートベルト着自動車乗車中に死傷

また、

小学生の交通事故1年生が最も多い 死者4人、 自動車乗車中、

発生しています (736件中別では6月に最も多く事故が 学年別では1年生が最も多く 傷者 4 9 0 その他)。

住民企画課 住民企画 グループ

# お 知 ら せ

では、パスポート申請の相談(戸籍年金窓口)

参加費

無料(各自で傷害保険

**募集人数** 

30人 (先着順) 6月17日 (月) へ戻る予定です。

準備する物

お弁当、

に加入のこと)

ゴミ袋、

飲料水 (多めに)、

カッパ、

介護保険料納入通知書を送付します

~保険料の金額や納期限の確認を~

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することにな りますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。 普通徴収の方には介護保険料納入通知書を今月中旬頃に、特別徴収の方 には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。なお、65 歳以上の方の介護保険料は別表のとおりです。

### 普通徴収

納入通知書に記載の金融機関 で納付してください。保険料の 納入には、便利な口座振替をお 勧めします。

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方 は、各種公的年金(老齢・退 職・障害・遺族年金)からの天 引きとなりますので、金額をご 確認ください。

別表 65歳以上の方(第1号被保 険者)の介護保険料

,	
区分	月額保険料
第1段階	1,400円
第2段階	1,400円
第3段階(特例)	1,750円
第3段階	2,100円
第4段階(特例)	2,450円
第4段階(基準額)	2,800円
第 5 段階	3,500円
第6段階	4,200円

### 普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料 納入通知書を送付しています。

## 介護保険施設の居住費及び食費の減額申請 ~対象は非課税世帯の方~

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所、またはショートステ イを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が6月30日で満了することに伴い、7月1日からの 減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民税非課 税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

# 障がい者控除対象者認定書について

障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、身体の障が い又は認知症の状態が一定の基準に該当すると町が認定した方は、確定申告等により税の控除を受けられる「障 がい者控除対象者認定書」を交付します。

なお、この認定書は税の控除のみに使用できるものであり、障がい者としてのサービスが受けられるものでは ありません。また、対象者本人、対象者を扶養している人で所得税・住民税が課税されている人となりますので、 ともに課税されていない(非課税の)人で、所得控除の必要のない人は該当しません。

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険担当 ☎76 - 2151 (内線230)